

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業担当として就労していた。

請求人によれば、会社の業務による違法行為の強要等が存在したため、平成〇年〇月〇日頃から、あらゆる事柄への興味の喪失、形容し難い閉塞感等、尋常ではない心理状態を自覚するようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「適応障害」と診断され、同月〇日、Dクリニックに転医し、「適応障害の疑い」と診断され、同日、Eクリニックに転医し、「抑うつ状態（適応障害：F43.2）」と診断され、同院において療養を継続した。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし、疾患名及び発病時期について検討すると、同人は、平成〇年〇月頃から不安感、抑うつ気分、不眠、集中困難等の症状が出現したものであり、これらのことから、同月頃に、『F3 気分障害』を発病したものと考えるのが妥当である。」旨の意見を述べているところ、当審査会としても、請求人の症状とその経過に照らすと、同意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月頃に、「F3 気分障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病発病前6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」）

という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に当たる出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」の出来事について

(ア) 請求人は、「会社において嫌がらせ、いじめ、暴行を受けた」、ないし「上司とのトラブルがあった」と主張する。

この点、一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人が「嫌がらせ、いじめ、又は暴行」を受けたとする事実を確認することができない。

もつとも、請求人が上司と言い合いになったこと等は確認できるものであり、上記主張は認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめ、評価することが適当と思料する。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には、周囲からも客観的に認識されるような対立が上司との間に生じたとみることが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(イ) 請求人の時間外労働時間についてみると、監督署長は、決定書理由に説示のとおり認定しているところ、請求人は、労働災害申立書において「（評価期間において）1か月の時間外労働時間は、最も長い月時間程度、最も短い月時間程度」と述べるが、同申立てによっても、請求人が恒常的な長時間の時間外労働を行っていたものとは認められない。

この点、請求人は、会社の劣悪な労働環境下における時間外労働が、通常の労働環境における時間外労働に比して非常な苦痛を伴うものであり、当該時間外労働に対する心理的負荷の評価を行うに当たっては、当該要素を踏まえた上で判断を下すべきである旨主張するが、同主張は請求人の独自の見解であり、採用することはできない。

(ウ) 請求人は、同業他社に送信したとするファクシミリの写し及びG常務がH協会にほぼ毎月出席していること等から、会社は違法な談合を恒常的にしている可能性が極めて高いところ、請求人も当該談合に関与させられた旨主張するが、当審査会において、一件記録を精査するも、請求人が主張する当該会社の行為に関連して、請求人が違法行為を強要された事実を

具体的に確認することはできない。したがって、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめ、評価することはできないと判断する。

ウ 以上からすると、当審査会としても、請求人には業務による心理的負荷が「中」となる出来事が認められ、その全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。